

各 都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 11 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正した。特に、支援関係機関の連携強化のため、家計改善支援事業との連携についても示すこととしたため、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

また、本通知の内容については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各 <u>都道府県・市区町村</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>本制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、<u>生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）</u>に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。</p> <p>ついては、<u>上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度担当部局と多重債務者対策担当部局等の連携について下記のとおり通知するので、各自治体におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、生活困窮者本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう更なる連携を進めていただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</u></p> <p>また、本通知の内容については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご了解いただきたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 <u>中核市</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日から順次施行される。</u></p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>本制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、<u>法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。</u></p> <p><u>このため、これまで本通知及び多重債務相談及び消費生活相談担当部局長宛の「生活困窮者自立支援法の施行に伴う関係部署等との連携について」（平成 27 年 3 月 31 日付金総第 2188 号・消政策第 135 号）において、生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策の積極的な連携の推進を図ってきたところである。</u></p> <p><u>そうした中、連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、福祉事務所設置自治体における多重債務相談及び消費生活相談担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。</u></p> <p>ついては、生活困窮者本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう更なる連携を進めていただくとともに、<u>各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</u></p> <p>また、本通知の内容については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご了解いただきたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。</p>

1 連携に当たっての基本的な考え方

生活困窮者の中には、多重債務又は過剰債務を抱えその返済が困難となっている者や、債務整理を法律専門家に依頼した直後の者や債務整理途上の者も一定数存在する。

こうした多重債務を抱える者等に対しては、債務整理及び生活再建に向けた支援が必要であるが、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口による相談支援やそれらの相談窓口を通じた法律専門家による債務整理とともに、生活困窮者自立支援制度による自立に向けた支援が相互に連携して行われることが求められる。中でも、家計改善支援事業（※）を実施する機関等（家計改善支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業を行う機関。以下同じ。）による支援を通じて家計の「見える化」を図った上で、家計の改善に関する意欲を引き出しつつ相談者自身の家計を管理する力を高めることは重要である。

こうした観点から、以下に示す取組をお願いします。

※ 家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業。

2 連携体制の構築

自立相談支援機関及び家計改善支援事業の実施者は、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口や、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会及び司法書士会等との間で、相談者のつなぎ等に向けて、それぞれの制度について理解を深めるとともに、日常的に連絡や情報交換を行うことができる関係性を構築することが重要である。

そのため、生活困窮者自立支援制度の担当部局並びに多重債務相談及び消費生活相談担当部局が中心となって、両制度の担当部局・関係者間の連携体制を構築されたい。

連携体制の構築については、以下のような方法が考えられる。

(1) 研修会・勉強会の開催

- ・ 両制度の担当者・支援員等向けの研修会や勉強会を開催し、それぞれの制度についての説明や意見交換等を行う。
- ・ 研修会等は、支援員等の異動がある年度初め等を実施することが有効である。
- ・ 研修会等の場を活用して、両制度についての理解を前提に、両制度の役割分担やそれぞれの相談窓口への誘導方法などの個別支援に向けた体制面での連携を行うことも考えられる。

(2) 両制度の会議体への相互参画

- ・ 家計改善支援事業の利用等を含め、個々の対象者の支援方針の決定に当たって実施される支援調整会議や、地域の支援ニーズの把握等のために実施される法に基づく支援会議に多重債務相談及び消費生活相談の担当者等が参画する。
- ・ 多重債務者対策の関係会議やその他消費者行政関係会議等の場に生活困窮者自立支援制度の担当者等が参画する。

1 連携に当たっての基本的な考え方

生活困窮者の中には、多重債務又は過剰債務を抱えその返済が困難となっている者や、債務整理を法律専門家に依頼した直後の者や債務整理途上の者も一定数存在する。

こうした多重債務を抱える者等に対しては、債務整理及び生活再建に向けた支援が必要であるが、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口による相談支援やそれらの相談窓口を通じた法律専門家による債務整理とともに、法に基づく家計改善支援事業（※）を実施する機関等（家計改善支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業を行う機関。以下同じ。）により、家計の「見える化」を図った上で、家計の改善に関する意欲を引き出しつつ相談者自身の家計を管理する力を高め、生活の再建に向けた支援が相互に連携して行われることが求められる。

このため、家計改善支援事業を実施する機関等は、多重債務を抱える者等に対する債務整理への対応も含めた生活再建に向けた総合的な支援を行う観点から、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口や、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会及び司法書士会等との連携が重要である。これら多重債務相談窓口等との連携に当たっては、例えば、家計改善支援事業を実施する機関等が、家計改善に向けた債務整理等の情報提供や専門的な助言、また債務整理に係る窓口等へのつなぎや同行を行うことにより、多重債務等の課題を含めた経済的な問題を解決し、自立に向けた継続的な支援を行っていくことが期待される。

（※）家計改善支援事業については、従来、家計相談支援事業として行ってきたものを、家計の状況を明らかにし、収支の見直しをともに考え、主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走型支援が行われているといった現場の実践を踏まえ、家計の改善に取り組む力を育てる支援との位置づけの明確化を図る観点から、改正法によりその名称が改められたもの。

2 連携体制の構築

連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の関係会議やその他消費者行政関係会議のように既に庁内に設置されている会議等の場を活用し、

- ・ 両制度の役割分担やそれぞれの相談窓口への誘導方法などの個別支援に向けた体制面での連携
 - ・ 両制度担当者へのそれぞれの制度や現況の説明などの円滑な連携
- 等を実現するために対応していくことが期待される。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

このため、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、多重債務相談及び消費生活相談担当部局についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

当該規定に基づき、庁内における多重債務相談及び消費生活相談担当部局が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、多重債務相談及び消費生活相談担当部局への協力関係を促されたい。

4 家計改善支援事業と多重債務相談窓口等との連携

当該生活困窮者が多重債務を抱えている場合等においては、家計改善支援事業による「見える化」を通じて債務整理に向けた支援を行うとともに、多重債務相談窓口等へのつなぎや支援員による同行支援等を行うことで、多重債務等の課題を含めた経済的な問題を解決し、自立に向けた継続的な支援を行っていくことが期待される。

【連携の具体例】

- ・ 多重債務の相談窓口で自立相談支援事業や家計改善支援事業のリーフレットを配架。生活に困窮していると認められる者にはリーフレットを渡し、自立相談支援機関（相談窓口）の利用を促す。
- ・ 家計表を用いて多重債務の相談を行う際、家計改善支援事業の支援員が多重債務の相談窓口へ同行したり、電話での相談の際に同席する。
- ・ 家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、多重債務の相談の際にも提示する。多重債務相談窓口等においては、提示された家計表や家計再生プランを通じて相談者の家計の状況を把握するなど、相談対応に当たってこれらを活用する。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口で生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

当該規定に基づき、庁内における多重債務相談及び消費生活相談担当部署が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、多重債務相談及び消費生活相談担当部署への協力関係を促されたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 11 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 13 号
平成 30 年 10 月 1 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 3 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

本制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。

については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度担当部局と多重債務者対策担当部局等の連携について下記のとおり通知するので、各自治体におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、生活困窮者本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう更なる連携を進めていただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

また、本通知の内容については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携に当たっての基本的な考え方

生活困窮者の中には、多重債務又は過剰債務を抱えその返済が困難となっている者や、債務整理を法律専門家に依頼した直後の者や債務整理途上の者も一定数存在する。

こうした多重債務を抱える者等に対しては、債務整理及び生活再建に向けた支援が必要であるが、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口による相談支援やそれらの相談窓口を通じた法律専門家による債務整理とともに、生活困窮者自立支援制度による自立に向けた支援が相互に連携して行われることが求められる。中でも、家計改善支援事業（※）を実施する機関等（家計改善支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業を行う機関。以下同じ。）による支援を通じて家計の「見える化」を図った上で、家計の改善に関する意欲を引き出しつつ相談者自身の家計を管理する力を高めることは重要である。

こうした観点から、以下に示す取組をお願いする。

※ 家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業。

2 連携体制の構築

自立相談支援機関及び家計改善支援事業の実施者は、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口や、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会及び司法書士会等との間で、相談者のつなぎ等に向けて、それぞれの制度について理解を深めるとともに、日常的に連絡や情報交換を行うことができる関係性を構築することが重要である。

そのため、生活困窮者自立支援制度の担当部局並びに多重債務相談及び消費生活相談担当部局が中心となって、両制度の担当部局・関係者間の連携体制を構築されたい。

連携体制の構築については、以下のような方法が考えられる。

(1) 研修会・勉強会の開催

- ・ 両制度の担当者・支援員等向けの研修会や勉強会を開催し、それぞれの制度についての説明や意見交換等を行う。
- ・ 研修会等は、支援員等の異動がある年度初め等を実施することが有効である。
- ・ 研修会等の場を活用して、両制度についての理解を前提に、両制度の役割分担やそれぞれの相談窓口への誘導方法などの個別支援に向けた体制面での連携を行うことも考えられる。

(2) 両制度の会議体への相互参画

- ・ 家計改善支援事業の利用等を含め、個々の対象者の支援方針の決定に当たって実施される支援調整会議や、地域の支援ニーズの把握等のために実施される法に基づく支援会議に多重債務相談及び消費生活相談の担当者等が参画する。
- ・ 多重債務者対策の関係会議やその他消費者行政関係会議等の場に生活困窮者自立支援制度の担当者等が参画する。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口と確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、多重債務相談及び消費生活相談担当部局についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

当該規定に基づき、庁内における多重債務相談及び消費生活相談担当部局が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、多重債務相談及び消費生活相談担当部局への協力関係を促されたい。

4 家計改善支援事業と多重債務相談窓口等との連携

当該生活困窮者が多重債務を抱えている場合等においては、家計改善支援事業による「見える化」を通じて債務整理に向けた支援を行うとともに、多重債務相談窓口等へのつなぎや支援員による同行支援等を行うことで、多重債務等の課題を含めた経済的な問題を解決し、自立に向けた継続的な支援を行っていくことが期待される。

【連携の具体例】

- 多重債務の相談窓口に自立相談支援事業や家計改善支援事業のリーフレットを配架。生活に困窮していると認められる者にはリーフレットを渡し、自立相談支援機関（相談窓口）の利用を促す。
- 家計表を用いて多重債務の相談を行う際、家計改善支援事業の支援員が多重債務の相談窓口へ同行したり、電話での相談の際に同席する。
- 家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、多重債務の相談の際にも提示する。多重債務相談窓口等においては、提示された家計表や家計再生プランを通じて相談者の家計の状況を把握するなど、相談対応に当たってこれらを活用する。